平成２５年（フ）第３７０号
静岡県浜松市中区高丘西２丁目９番63号
債務者　中山アキオ（ＮＡＫＡＹＡＭＡ　ＳＥＲＧＩＯ　ＡＫＩＯ）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４０４号
静岡県浜松市中区中島１丁目26番36号
債務者　大場　敬介
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４１０号
静岡県浜松市南区頭陀寺町313番地の５
ルーセント花水木203
債務者　渡邊須恵子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９５７９号
東京都中央区日本橋浜町２丁目22―５―901
債務者　坂本　久夫
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６７６号
東京都江東区木場５丁目10―13―603
債務者　吉田　初枝
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９７２号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目８番１号
永和ビル403号
債務者　佐々木　均
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５０８３号
石川県金沢市本町１丁目２番27号
破産者　有限会社白銀
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６６２号
東京都世田谷区千歳台４丁目９―２―402
破産者　菱木　良夫
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７号
茨城県水戸市赤塚１丁目221の11
破産者　有限会社リード警備保障
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１０号
埼玉県入間市東藤沢７丁目10番13号
破産者　有限会社藤沢運輸
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第８４０号
茨城県筑西市菅谷1500番地
破産者　有限会社弁政給食センター
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８６５号
茨城県取手市戸頭２丁目35―２
破産者　大島　英一
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４７号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3164番地の１
破産者　有限会社ミノリ印刷
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１４８号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3125番地
破産者　片野　廣道
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０４号
岐阜県揖斐郡大野町大字大野94番地の４
破産者　株式会社丸博建設
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
岐阜県安八郡輪之内町四郷2586番地１
破産者　株式会社上垣物流
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
静岡県浜松市北区三方原町2274番地
破産者　有限会社清新工機
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
名古屋市中区栄３丁目25番34号
破産者　株式会社ビリクス
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部